## 老人福祉センター

## 

高齢者に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供する施設です。また、子育て親子の交流と子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場の提供を行う子育てスポットすくすく広場事業を実施しています。西・北の各福祉センターのみ市在住のおおむね0~3歳の子と保護者が利用できます。

東福祉センター 🧕 P18/F-2

法蓮町1702-1

**\**0742-24-3151

西福祉センター 🥺 P16/B-2

百楽園一丁目9-13

**\**0742-41-3151

北福祉センター ! P17/D-1

右京一丁目1番地の4(北部会館2階)

**\**0742-71-3501

南福祉センター . P19/I-3

南永井町45-1

**\**0742-62-3730

- ●開館時間 午前9時~午後5時 子育てスポットすくすく広場:午前10時~午後3時 南福祉センターのみ、火~土曜日 午前10時~午後4時 浴場:火・水・金・土曜日の正午~午後4時
- ●休館日

日・月曜日、祝日の翌日、年末年始(12月29日~1月3日)

## 養護老人ホーム

## 

65歳以上で下記のいずれにも該当する人が、行政措置 で入所する施設です。家庭の収入の程度により、費用負担 が必要です。

- ①市内に住所を有する。
- ②伝染性疾患や入院加療の必要がない。
- ③本人及び同居者の全員が市民税所得割非課税である。
- ④特に身体的な介護を要する状態ではないが、住環境・ 心身状況・家族関係等から在宅において1人で生活す ることが困難であると認められる。

名称	定員	設置主体	所在地	電話
和楽園	125	(福)奈良市和楽園	古市町 1886-1	0742- 63-5501





高齢者の福祉・介護保険

## 軽費老人ホーム

## 

60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により自宅で 生活することが困難な人の施設です。申し込みは、直接下 記施設へ。

名称	定員	設置主体	所在地	電話
大倭滝の峯荘	70	(福) 大倭滝の峯荘	千代ヶ丘 二丁目3-1	0742- 44-2701
佐保苑	50	(福)佐保会	二名二丁目 2443-3	0742- 46-7667
ケアハウス 万葉	50	(福)万葉福祉会	川上町281	0742- 27-8500
特定施設入居者 生活介護ケアハウス <b>八重垣園</b>	30	(福)大倭安宿苑	大倭町5-27	0742- 41-8575
あじさい園	30	(福)晃宝会	茗荷町 808-1	0742- 81-0878

名称	定員	設置主体	所在地	電話
ニューライフ ならやま	15	(福)福寿会	山陵町 1085	0742- 41-8088
和楽園	30	(福) 奈良市和楽園	古市町 1886-1	0742- 63-5506
なら清寿苑	30	(福)大和清寿会	田中町 602-1	0742- 50-6335
学園前西	30	(福)奈良苑	二名三丁目 1151-1	0742- 45-1243
らくじ苑	32	(福)楽慈会	南京終町 13-4	0742- 25-3550
都祁 すずらん苑	23	(福)大和会	都祁友田町 1437	0743- 82-2822
特定施設入居者 生活介護ケアハウス <b>茂毛蕗</b> 園	50	(福)大倭安宿苑	大倭町4-36	0742- 40-1165
ル・エンゲージ なかがわ4番館	20	(福)中川会	奈良阪町 167	0742- 24-3311



## 介護予防•日常生活支援総合事業

### ▲ 福祉政策課 40742-34-5196

※事業の利用に当たっては、原則として介護予防プランが必要な事業があります。

## 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された人や基本チェックリスト及び地域包括支援センターによるアセスメントで事業対象者と認められた人を対象に、利用者の状態や希望に合わせて以下のサービス提供を行います。

#### 訪問型サービス

- ホームヘルパー等が自宅を訪問し、身体介護や生活援助 を行います。
- 専門職が、健康に関する短期的な指導を行います。

#### 通所型サービス

- 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。

## 一般介護予防事業

高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取り組みができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行うために各地域で介護予防教室や出前講座等を実施しています。

## 在宅のサービス

※事業の利用に当たっては、原則として介護予防プランが必要な事業があります。

## 地域支援事業

### 配食サービス事業 🚨 長寿福祉課 📞 0742-34-5439

在宅で65歳以上の単身世帯等で、心身の障害や傷病等のために調理が困難な人を対象に、昼食または夕食をお届けし、バランスのとれた食事により健康増進を図ります。また、同時に安否の確認を行います。

- ●費用負担 1食450円以下
- ●利用日 月曜日~日曜日

#### 在宅要介護者紙おむつ等支給事業

以下のいずれにも該当する人に、紙おむつ等を支給します。

- ①在宅の人(※入院、入所中は利用できません。)
- ②介護保険の要介護認定が「要介護4又は5」で、常時失禁 状態にある人
- ③本人が市民税非課税かつ同居者(世帯分離も含みます) 全員が市民税所得割非課税の人

### 成年後見制度利用支援事業

### 

重度の認知症のために契約行為等を自分で行うことが 困難で、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の 申立てを行う親族がいない場合、福祉を図るために特に必 要と認められる時は、奈良市長が申立てを行います。また、 要件に該当する場合には、成年後見人等への報酬助成を行 います。

#### 緊急時在宅高齢者支援事業

### 

在宅の65歳以上で、心臓病等の身体上疾患があり、日常生活を営む上で常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等



の居宅に緊急通報機器(ペンダント型送信機とセット)を 設置します。この緊急通報器は、医療関係者の常駐する民 間のコールセンターにつながり、機器を通じた健康相談や 緊急事態発生時には消防局や協力員に通報します。

●使用料 月500円(生活保護受給世帯は申出により免除) ※利用にあたっては、NTT回線(アナログ回線)が必要です。設置に あたり原則近隣の3人の協力員が必要です。

#### 在宅医療•介護連携推進事業

## △ 福祉政策課

**\**0742-34-5196 奈良市在宅医療・介護連携支援センター 60742-33-5244

地域の医療・介護関係者の連携支援を行い、高齢者の入退 院の調整を円滑にし、病院から在宅へ切れ目のない在宅医 療・介護サービスを提供し、安心できる在宅医療生活が送れ るよう支援します。

#### 生活支援体制整備事業

### 🎎 福祉政策課 ┗0742-34-5196

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進 していくことを目的とし、生活支援サービスの提供体制の 充実、担い手・人材の育成、地域のネットワークづくり等に 取り組むために、地域における、生活支援等の体制整備に 向けた調整役として、「生活支援コーディネーター」を配置 しています。

## 認知症相談事業 ▲ 福祉政策課 40742-34-5196

市役所玄関ホール会議室と西部会館2階相談室に認知症 相談窓口を設けています。認知症及び若年性認知症に関す る相談、早期発見、予防等の様々な相談に、(公社)認知症の 人と家族の会奈良県支部の会員が応じます。

※予約は不要です。お気軽にご相談ください。

「相談」欄( 149ページ) 参照

#### 安心・安全"なら"見守りネットワーク(事前登録制度)

#### 

安心・安全"なら"見守りネットワークとは、認知症等の 原因により行方不明になる可能性のある人の情報を事前 に登録し、所在が分からなくなった時の早期発見に役立て るネットワークです。また、登録された人の中で希望者に は、居場所を検索・特定するためのGPS端末の貸出しや身 元確認をスムーズに行うためのQRコード入りシールの配 布を行います。

\*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 認知症初期集中支援事業

#### ₩ 福祉政策課

**\**0742-34-5196

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症の疑われる 人や認知症の人及び家族の家を訪問し、アセスメント、家族 支援などの初期支援を包括的、集中的(概ね6か月)に行い、 自立のサポートをします。

## 介護保険外のサービス

## 訪問理美容サービス事業

在宅の65歳以上で、心身の障害や傷病等により理美容 所へ出向くことが困難な人の居宅へ理美容師が訪問し、頭 髪の刈り込みや顔そり(※顔そりは理容のみ)をします。

- ●利用回数 年6回まで(2か月に1回程度)
- ●利用料 1回2,000円

#### 生活管理指導短期宿泊事業

在宅の65歳以上で、介護保険の要介護認定が「自立(非 該当) | 相当の人を一時的に養護老人ホーム和楽園で養護 し、生活習慣の指導や管理を行います。

- ●利用日数 1か月あたり7日以内
- ●利用料 1日380円(生活保護等受給世帯は免除)
- ●食材料費 1食250円

### その他の事業

#### 所得税法等上の障害者控除対象者認定

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の人 で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体 障害者又は知的障害者に準ずる」と認められる時は、所得 税法施行令及び地方税法施行令の規定により、所得税や市 民税の障害者控除を受けることができます。確定申告等で この控除の適用を受けようとする時は、市が発行する「障 害者控除対象者認定書」が必要になります。

#### ●申請に必要な書類

- ①申請書
- ②医師による「障害者控除対象者認定用意見書」 (医療機関規定の文書作成料が必要です。)
- ※ただし、介護保険の要介護認定のある人で、直近の介護認定に 係る主治医意見書の記載内容をもって申請する場合は、「同意 書(介護保険認定資料閲覧に対する同意書)」の添付に代えるこ とができます。

#### おむつ代の医療費控除

通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象となりませ んが、下記のいずれかの証明書を添付することにより、確 定申告等の際に医療費として申告することができます。

#### ①「おむつ使用証明書」

傷病等のためおおむね6か月以上寝たきりであり、医師 の治療のもとにおむつを使う必要があると認められると き、医師が発行する証明書です。(医療機関規定の文書作成 料が必要です。)

#### ② 「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、 次のいずれにも該当する人に対し、市町村長が交付する証 明書です。(300円が必要です。)

- (1)要介護認定を受けていること。
- (2) 奈良市で保有する介護認定資料(主治医意見書) におい て、以下の事項が確認できること。
- ・ 意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(※認定期間が 13か月以上の人は、その前年または、その前々年)であること。
- 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が[B1~C2] であること。
- 尿失禁の発生可能性が「あり」であること。

# 地域包括支援センタ-

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続するための支援を行っています。保健、医療、福祉やその他の生活支 援サービスの適切な利用に繋げる相談や、介護予防プランの作成、また地域の福祉を支える様々な関係者と連携を取りな がら、地域の高齢者が抱える課題の解決に向けて取り組んでいます。

奈良市内を13圏域に分け、圏域ごとに担当する地域包括支援センターを定めています。

各センターに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置しています。

名称	住所	電話	FAX	担当する地域活動単位での 小学校区
若草地域包括支援センター	芝辻町1-21	0742-25-2345	0742-25-2346	鼓阪北、鼓阪、佐保
三笠地域包括支援センター	大宮町二丁目3-10 106号 東急ドエル奈良1階	0742-33-6622	0742-30-6380	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥地域包括支援センター	西木辻町110-4	0742-20-2516	0742-20-2517	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都南地域包括支援センター	古市町1327-6 フォレストヒルズ奈良	0742-50-2288	0742-61-2299	辰市、明治、東市、帯解
北部地域包括支援センター	右京一丁目3-4 サンタウンプラザ すずらん館2階	0742-70-6777	0742-70-6778	ならやま、朱雀、左京、佐保台
平城地域包括支援センター	押熊町397-1 梅守ハイツ1階	0742-53-7757	0742-53-7758	平城西、平城
京西・都跡地域包括支援センター	六条二丁目2-10	0742-52-3010	0742-48-7234	伏見南、六条、都跡
伏見地域包括支援センター	西大寺新町1-1-1 河辺ビル1階	0742-36-1671	0742-36-1673	あやめ池、西大寺北、伏見
二名地域包括支援センター	鶴舞東町1-20-2号	0742-43-1280	0742-43-1281	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘地域包括支援センター	中登美ヶ丘一丁目1994-3 D20-104	0742-51-0012	0742-51-0013	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富雄東地域包括支援センター	大倭町2-22	0742-52-2051	0742-46-2012	三碓、富雄南、あやめ池(学園前)
富雄西地域包括支援センター	鳥見町四丁目3-1 富雄団地49-101	0742-44-6541	0742-44-6542	鳥見、富雄第三
東部地域包括支援センター	茗荷町774-1	0742-81-5720	0742-81-5721	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬



## 支給

## 外国人高齢者特別給付金

国民年金の給付を受けられない外国人、または外国人で あった市内在住の高齢者の人(大正15年4月1日以前生ま れで昭和57年1月1日現在国内に居住地登録をしていた人 に限ります) に特別給付金を支給します(所得制限等があ ります)。

# 生きがい対策

## ななまるカード

70歳以上の人に発行します。優遇措置として奈良交通 路線バスの市内停留所間を1乗車100円で利用できる優待 乗車(市内停留所で乗降車した場合、市外にまたがっても 利用可能)、社寺・文化施設等の無料・割引入場(特別展を除 きます)ができます。また、奈良市ポイント制度のポイント を貯めることができます。(詳しくは 117ページの 「奈 良市ポイント制度」を確認してください。)(転入された70 歳以上の人には、転入月の翌月に申請書を送付します。)

## 長寿お祝い

100歳になる人に誕生祝を行います。

## 万年青年クラブ(老人クラブ)

概ね60歳以上の人は誰でも近くの万年青年クラブに加 入できます。クラブでは、地域福祉活動、健康の増進、教養 の向上、レクリエーション等の活動を行っています。

## 医療制度と助成

## 後期高齢者医療制度

75歳(一定の障害があり認定を受けた人は65歳)以上の 人は、後期高齢者医療制度の医療を受けることになりま す。病院等に通院または入院する時は、被保険者証を窓口 に提示し、一部負担金等を支払いしてください。詳しくは、 

## 重度心身障害者老人等医療費助成

後期高齢者医療制度に加入している身体障害者手帳(1・ 2級)・療育手帳を持っている人、ひとり親家庭等を対象に、 保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成 します(入院時の食事療養費は除きます)。

#### ●一部負担金の額

- 通院は1医療機関につき月500円(月額上限1,500円)
- 入院は1医療機関につき月1,000円(14日未満の入院は 500円)
- ※調剤薬局については、一部負担金は不要です。自己負担額の全 額を助成します。

## 公益社団法人奈良市シルバー人材センタ

## △ 奈良市シルバー人材センター 60742-50-4004

シルバー人材センターの事業理念は、「自主・自立、共働・ 共助 という言葉で端的に言い表されていますが、わが国 の急速な人口高齢化の中で発想された就業システムです。

高齢者の自主的な団体として、自らの生きがいの充実や 社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活 に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を 組織的に把握して、提供するとともに、高齢のため現役を



リタイアした人等が、主に雇用関係でない何らかの就業を 通じて、自己の労働能力を活用し、それによって追加的収 入を得る機会を提供しています。

## 会員募集中!

入会資格は奈良市在住で健康で働く意欲のある60 歳以上の人です。入会希望の人は、毎月 中部・西部公 民館・北部会館等で入会説明会を開催しています。日 程については事前に以下の事務局まで問い合わせて ください。

- ●場所・電話 〒630-8145 八条一丁目790-1 **\**0742-50-4004
- ●ホームページ http://nara-sjc.or.jp/

#### センターでは臨時・短期的な仕事を受けています。

管理分野	施設・マンション・駐車場等の管理
	除草・草刈り・植木の水やり・教育施設用務員・ 商品搬入・ビラ配り・マンション清掃等
技能分野	植木の剪定・簡単な大工仕事・ペンキ塗り・営 繕作業等
事務分野	一般事務・経理事務・毛筆筆耕・宛名書き等

**サービス分野**:家事サービス関係·そうじ·買い物·話し相手等 (お手軽利用サービス)簡単な電球の交換や落ち葉清掃・植栽の 水やり等については、30分以内 500円から対応しています。

※剪定・除草・草刈り作業は、大変込み合っています。事前にシル バー人材センター( **へ0742-50-4004**) へ問い合わせてください。

仕事は、基本的に請負又は委任の形式で引き受け、会員 の人に提供しています。

※依頼先の従業員と混在しての業務、指揮命令が発生する業務に ついては、労働者派遣事業、職業紹介事業での対応となります。





# 介護保険制度

### 

近年、高齢化が急速に進み、21世紀の半ばには3人に1人 が高齢者という時代を迎えようとしています。

しかし、寝たきりや認知症の高齢者が増える一方で、介 護する人も高齢になる等、家族だけで介護することは非常 に難しくなり、介護の問題は老後に大きな不安を与えてい ます。

そこで、介護を社会全体で支えていくために、みんなで 保険料を出し合い、保健、医療、福祉にわたる総合的なサー ビスを安心して受けられる仕組みが考えられました。これ が、平成12年度から始まった介護保険制度です。

## 介護保険の被保険者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の 医療保険に加入している人(第2号被保険者)は、介護保険の 被保険者になります(強制加入ですので加入の手続はいり ません)。第1号被保険者の保険料は所得等に応じて決まり ますが、原則として老齢基礎年金等から天引きされます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の 医療保険に加入して いる人
サービスを 受けられる人	<ul><li>寝たきり・認知症等で 入浴、排泄、食事等の日 常の生活動作につい て、介護が必要な人</li><li>家事や身支度等の日常 生活に支援が必要な人</li></ul>	• 初老期認知症、脳血 管疾患等、国が定め た16種類の特定疾 病が原因で要介護 状態や要支援状態 となった人
保険料	所得等に応じて市が個々 に保険料を決定	加入している医療保 険の算定方法による
保険料の 支払方法	原則、年金額が年額18万円以上の人は年金から天引き、それ以外の人は納付書等で市に支払い	医療保険料と一括し

介護保険のサービスを受けることができるのは、寝たき りや認知症等で常に介護が必要な状態となる「要介護状 態」の人と、常に介護までは必要でなくとも、家事や身支度 などの日常生活に支援が必要な状態となる「要支援の状 態」の人が対象となります。

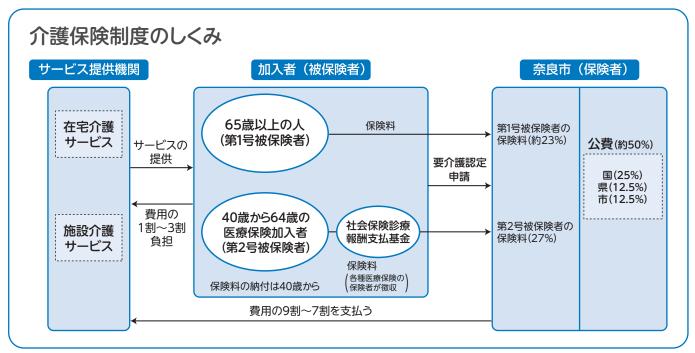
介護保険のサービスを受けようとする人は、市役所に申 請をして、「要介護状態」「要支援状態」であると認められる ことが必要となります。

### 自己負担(利用者負担)

介護保険では、介護を必要とする場合に、保健・医療・福 祉サービスを総合的に受けることができますが、サービス を利用した場合、利用者にはかかった費用の1割~3割※ の負担が必要です。自己負担が高額になる場合、自己負担 の上限を設定し(高額介護サービス費)、低所得者には自己 負担上限額について、低い額が設定されています。

また、施設サービスでの居住費・食費は原則全額自己負 担です。低所得者には食費や居住費等については限度額が 定められています。

※一定以上の所得がある人は2割、もしくは3割負担





#### 介護保険料

保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。65歳以上の人(第1号被保険者)が納める保険料は、本人及び 世帯員の市町村民税課税状況や本人の収入・所得状況により、次の13段階の区分(保険料所得段階区分)に応じて決まりま す。

保険料 所得段階区分	対象者	計算方法	年間保険料額 令和3年度~5年度
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所 得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	21,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.45	32,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない人	基準額×0.65	46,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(同一世帯に課税されている人がいる)	基準額×0.90	64,400円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない人(同一世帯に課税されている人がいる)	基準額	71,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	82,300円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円未満の人	基準額×1.25	89,500円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円未満の人	基準額×1.50	107,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円未満の人	基準額×1.70	121,700円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円未満の人	基準額×1.80	128,900円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の人	基準額×1.90	136,000円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の人	基準額×2.10	150,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.30	164,700円

### 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料の納付方法

(ア)老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金からの天引き による方法(特別徴収)

年額18万円以上の年金を受給している人は、年金の 支給月(偶数月)に保険料を天引きします。

(注)上記(ア)に該当する人であっても、年度途中で65歳に なった人や奈良市に転入した65歳以上の人は、6か月~ 1年間は年金から天引きできませんので、納付書等で納 めてください。

#### (イ)納付書等で納付する方法(普通徴収)

年金から天引きできない人は、納付書または口座振替 により納付してください。(6月から翌年3月までの10 回納期)

#### 保険料の納付が特別な事情により困難な時は

災害により財産に著しい損害を受けた時、解雇等により 著しく収入が減少した時、特に生活が困窮していて納付が 困難及び新型コロナウイルス感染症による影響で収入が3 割以上減少した時等による際は保険料の減免制度があり ますので、相談してください。

なお、保険料を納められないと督促状発行後延滞金が発 生し、滞納期間に応じ介護サービスの給付が制限されま す。



は、直接施設へ相談してください。

要介護1~5と認定された人へ 居宅・地域密着型サービスを利用する場合は居宅介護支 援事業所へ相談してください。施設入所を希望する場合

#### 1か月の利用限度額

要介護1約167,650円 要介護2約197,050円 要介護3 約270,480円 要介護4約309,380円 要介護5 約362,170円

#### 居宅サービス

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)
- 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (指定事業者がありますので、事前に介護支援専門員に相談して ください。)
- 住宅改修費の支給 (事前に申請が必要となりますので、介護支援専門員に相談して ください。)

#### 地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回 · 随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護

#### 施設サービス

- 介護老人福祉施設(原則要介護3以上)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

#### 1か月の利用限度額

介護予防サービスを利用する場合は地域包括支援セン

介護保険で受けられるサービス

要支援1 約 50.320円 要支援2 約105,310円

### 介護予防サービス

• 介護予防訪問入浴介護

ターに相談してください。

- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション

要支援1・2と認定された人へ

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入所者生活介護(介護付有料老人ホーム等)
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売 (指定事業者がありますので、事前に介護支援専門員にご相談く ださい。)
- 介護予防住宅改修費の支給 (事前に申請が必要となりますので、介護支援専門員に相談して ください。)

#### 地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (要支援1は利用できません)
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

# 地域福祉

## 市社会福祉協議会

**Q** P19/H-2

●場所 杏町79-4

総務課

**♦**0742-93-3100 FAX0742-61-0330

地域福祉第一課 在宅支援係

**℃**0742-93-3261 FAX0742-61-0340

●ホームページ https://www.narashi-shakyo.com

安心して利用できる福祉サービスの提供を図るととも に住民主体で取り組んでいる様々な地域福祉活動を積極 的に支援することにより、だれもが幸せに暮らすことがで きる「福祉のまちづくり」を進めています。

### 奈良市社会福祉協議会 分室

(地域福祉第一課・第二課)

二条大路南一丁目1-1(市役所内)

**♦**0742-30-2525 FAX0742-30-2323

#### 地域福祉第三課

法蓮町1702-1

**♦**0742-93-3294 FAX0742-26-2003

#### 地域福祉第四課

三碓町2204

**♦**0742-93-3741 FAX0742-93-3740

#### 善意銀行

市民のみなさんの善意の寄付を受け、広く社会福祉の向上に役立つよう活用しています。

#### 共同募金、歳末たすけあい募金

共同募金は、「じぶんの町を良くするしくみ」として、様々な地域福祉課題に取り組む民間福祉団体等に必要な資金援助を目的とした募金運動で、広く人々の自主的意思を尊重した運動です。

また、地域住民相互の「たすけあいの精神」を普及することも共同募金運動の役割の一つです。

#### 生活福祉資金の貸し付け

#### 业域福祉第二課 生活困窮者支援第三係 < 0742-30-2525 </p>

低所得世帯等で総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、 不動産担保型生活資金の相談が必要な時は、民生委員もし くは当協議会に相談してください。

#### 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

#### ▲ 地域福祉第二課 生活困窮者支援第三係 40742-30-2525

判断能力が不十分な人で、福祉サービスの利用に関する ことや、普段のお金の扱いについて不安を持つ人が安心し て生活できるようお手伝いします。

### 小地域福祉活動の支援

市内46地区(概ね小学校区)で結成されている地区社会福祉協議会では、サロン活動や給食サービス、見守り活動等、住民相互で支え合う様々な小地域活動を実施されています。当協議会ではこうした地域のつながりや支え合いの活動がより充実したものとなるよう積極的な支援を行い、住民の暮らしや安心生活を支える地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

#### 車いすの貸し出し

## △ 地域福祉第一課 在宅支援係 60742-93-3261

車いすを必要とする人を対象に1か月を限度として無料で貸し出しています。

#### 都祁福祉センター

P20/K-4

市民のみなさんの"ふれあいの場"として、子どもからお年寄りまで広く利用できる施設です。

●場所

●開館時間

午前9時~午後5時(入浴施設:午前11時~午後4時)

●休館日

月曜日・祝日の翌日(日曜日・火曜日に当たるときは除く)・年末年始(12月29日~1月3日)

#### 月ヶ瀬福祉センター

**P20/M-3** 

地域福祉の中心的施設として生まれたこのセンターは、 多くの住民参加の福祉活動の拠点となっています。

さらに、「ふれあい広場」(ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、パターゴルフ場等)は、市民の健康づくりに利用できます。

●場所

開館時間

午前9時~午後5時

●休館日

月曜日・祝日の翌日(日曜日・火曜日に当たる時は除く)・ 年末年始(12月29日~1月3日)

高齢者の福祉・介護保険

みんなでつくろう 安全♥安心な街

ちょっと待て!! 振り込む前に まず相談 ~



- 「携帯電話が壊れて(なくして) 電話番号が変わった」
- ⑤ 「会社の金を使い込んだ」
- ●「犯人を捕まえたら、あなたの 口座が犯罪につかわれていた」

犯人は、電話で子どもや 孫、警察官や銀行員などにな りすまして、お金を、振り込ま せたり、自宅や待ち合わせ場 所まで取りに来たりします。



- ●「代金が未払いだ」
- () 「代金が未払いだ」 「法的手続きをとる」

有料サイトを利用し ていないのに、メール やハガキで支払いを 請求し、現金を振り込 ませたり、送らせたり する手□です。





振り込め詐欺に関する不安や 疑問、相談はこちらまで